

意見書案第 17 号

子どもの医療費助成制度の対象拡大と継続的な支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者	八 田 憲 児
	竹 内 照 夫
	嘉 田 修 平
	佐 藤 弘
	杉 浦 智 子
	森 川 えりな
	福 永 英 晶
	出 町 明 美
	谷 祐 治
	中 川 哲 也

## 子どもの医療費助成制度の対象拡大と継続的な支援を求める意見書

少子化・人口減少が進み、様々な問題が顕在化しつつある中、安心して子育てができる環境づくりは各地方公共団体にとっての大きな課題となっているが、特に、子どもの医療費の負担軽減は早急に取り組むべき課題である。

経済的負担の軽減は子育て世帯の切実な願いであることに加え、次世代を担う子どもの健康を社会全体で支えていく重要性に鑑みて、子どもの医療費の負担軽減に取り組まなければならない。

このような状況を踏まえ、現在、滋賀県においては、就学前の子どもを対象として、公費負担の割合を市町と折半の50%とする医療費の助成を行っており、また、県内の各市町においては、それぞれの財政的な努力により、滋賀県の制度よりも対象を広げ、独自に中学校卒業まで、あるいは高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の負担軽減に取り組んでいるところである。

しかしながら、各市町の取組の結果、県内の市町間で受けられる助成に格差が生じていることは、決して望ましいこととは言えない。本来であれば、国が全国統一の制度として、公平に医療費の助成を受けられる制度を創設すべきであるが、その見込みが立っていない以上、少なくとも県内において、どこに住んでいても同じ医療費助成を受けられるようにすべきである。

本市市長も、子どもの医療費助成の拡充は市民からの要望が非常に強いことを伝え、これを最重点要望とした要望書を知事に提出しているところであるが、本市議会としても、県内の子育て世帯の医療費負担の公平性に鑑み、県の制度として、助成対象を拡充すべきであると考えている。

よって、滋賀県においては、県内各市町と協議しながら、県の医療費助成制度の対象を拡大するとともに、継続的に各市町を支援していくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

滋賀県知事 あて